

税のあれこれ

税金というとなかなか難しいイメージがあり、よくわからな
いまま納めている方も多いのではないのでしょうか。
国税庁では、11月11日から17日を「税を考える週
間」として、税の意義や役割、大切さについて考えて
知識と理解を深めてもらう週間としています。

「税の役割と税務署の仕事」を インターネットで紹介しています

国税庁では、「税を考える週間」の間、
インターネットを活用したさまざまな広報・広聴活動を
行っています。

国税庁のホームページやTwitter（ツイッター）から見
ることが出来ます。

- 動画で見る税務署の仕事
- イラストやグラフで見る税の役割と税務署の仕事
- 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入
など国税庁の取り組みを紹介
- 国税庁ホームページのインターネット番組
「Web-TAX-TV」

問合せ先 敦賀税務署 総務課
☎ 22・9265



国税庁



敦賀税務署からのお知らせ

年末調整説明会を 開催します

とき 11月27日(金)
▼午前の部 10時～12時
対象 法人・官公庁の方
▼午後の部 14時～16時
対象 個人事業者の方
ところ プラザ萬象
※事前にお届けした資料をお持ちく
ださい。同封の用紙が不足する場
合は、「コピーするか、説明会会場・
税務署・市役所税務課でお受け取
りください。」
※指定された時間で都合の悪い方は、
都合の良い時間帯をご利用くださ
い。
問合せ先 敦賀税務署 法人課税部門
☎ 22・9268

納税証明書の オンライン請求

e-Taxを利用しての納税証明
書のオンライン請求をご利用くださ
い。
税務署窓口での待ち時間が短縮で
き便利です。
また、今年の3月から、スマート
フォン等からも交付申請が可能と
なっています。
問合せ先 敦賀税務署
☎ 22・1010

遺産に係る相続税の基礎控 除額が引き下げられました

被相続人（亡くなられた人）から
相続または遺贈によって財産を取得
した人のそれぞれの課税価格の合計
額が、遺産に係る基礎控除額を超え
る場合、その財産を取得した人は、
相続税の申告をする必要があります。
平成27年1月1日以後に相続または
遺贈により取得する財産に係る相続税
について、遺産に係る基礎控除額の計
算が次のとおり改正されました。
【改正前】 5千万円＋（1千万円×
法定相続人の数）
【改正後】 3千万円＋（6百万円×
法定相続人の数）

北陸税理士会からのお知らせ

税を考える週間に合わせて税理士
による無料相談会を開催します。日
ごろ疑問に思っていることや贈与税、
相続税など興味のあることについて
お気軽にご相談ください。
とき 11月11日(水)10時～16時
ところ 市役所1階市民ホール
対象 市民の方
問合せ先 北陸税理士会 敦賀支部
☎ 21・3307

市税務課からのお知らせ 家屋を取り壊したときは

翌年度から固定資産税が課税され
なくなります。担当者が現地調査を
行いますのでご連絡をお願いします。
問合せ先 税務課 固定資産税係
☎ 22・8108

固定資産税（償却資産）の 申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか
に、償却資産（事業用として使用す
ることができる機械、器具、備品等）
が課税の対象となります。
償却資産の所有者は、毎年1月1
日現在に所有している償却資産につ
いて、その年の1月中旬に税務課まで

申告を行ってください。 バイク等の廃車の手続き

バイクや軽自動車、小型特殊自動
車を廃棄した時や市外に転出する
時、他人に譲る時などは手続きが必
要です。ナンバープレートを返納す
ることで手続きが完了となりますの
で、ナンバープレートをお持ちの方
は、お早めにお手続きください。
また、バイクや軽自動車等には、
その年の4月1日現在の所有者に、
軽自動車税が課されます。
問合せ先
税務課 市民税係
☎ 22・8106



地方税の 申告は、 地方税電子申告をご利用ください！

地方税の申告の手続きが、自宅やオフィス、
税理士事務所等のパソコンからインターネッ
トを利用して行うことができます。

利用できる地方税の種類は？

- 法人市民税 ● 固定資産税（償却資産）
- 個人市民税（給与支払報告、特別徴収に係
る給与所得者異動届出等）
- 申請・届出（法人設立・設置届出書、異動届、
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書）

便利なの？

- 複数の地方公共団体への申告が、まとめて1
回のデータ送信で行えます。（エルタックスの
運営に参加している地方公共団体に限る）
- エルタックスに対応した市販の税務・会計ソフトで、簡単に作成・申告できます。

詳しい内容や手続等について

一般社団法人 地方税電子化協議会
☎0570-081459 ☎http://www.eltax.jp/
税務課（市民税係） ☎22-8106
（固定資産税係） ☎22-8108

事業主の皆さんへ

平成28年度から個人住民税の 特別徴収完全実施に取り組みます

県および県内全市町は、平成28年度から総従業員3人以上の事業主
の方を特別徴収義務者として指定し、事業主の方に従業員の個人住民
税の特別徴収（給与天引）を開始してもらうことになりました。

特別徴収とは

事業主の方が、所得税の徴収と同じよう
に、従業員が納めるべき個人住民税を毎月
の給与から引き去り（給与天引し）、市に納
入する制度です。

対象となる事業所は

総従業員3人以上の事業所
ただし、総従業員10人未満の場合、平成
28年度に限り猶予期間を設けています。そ
の場合、「全員普通徴収届出書」の提出が
必要となります。

※対象となる事業所は各年度に市に提出さ
れた給与支払報告書の報告枚数から退職
者分を除いた数で判断します。

特別徴収について

従業員の普通徴収の納期が年4回に対し、
特別徴収は年12回なので、1回あたりの負
担額が少なくなり納め忘れもなくなります。
（特別徴収の税額の計算は市が行います）

- 問合せ先
- 【特別徴収の一斉指定に関する事】
- 県税務課 ☎0776・20・0257
- 【手続きに関する事】
- 市税務課 ☎22・8106

